

公正取引委員会による行政処分について

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：船曳 真一郎）は、2023年12月19日に公表いたしました「[公正取引委員会による立入検査について](#)」の通り、公正取引委員会から独占禁止法違反の疑いがあるとして調査を受けており、全面的に協力してまいりました。

本日、公正取引委員会より独占禁止法に基づく行政処分（排除措置命令および課徴金納付命令）を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

お客さまをはじめ、関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。今般の公正取引委員会からの行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、二度とこのような事態を生じさせないよう挙社体制で再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

1. 排除措置命令の概要（敬称略）

株式会社JERA、コスモ石油株式会社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、シャープ株式会社、京成電鉄株式会社、警視庁、東京都、仙台国際空港株式会社ならびに東急株式会社をそれぞれ保険契約者とする各損害保険契約に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、主に以下の措置を講じることを命じられました。

- ・当該違反行為が消滅していることの確認等を内容とする取締役会決議を行うこと
- ・その内容について自社を除く他社ならびに契約者および代理店に通知し、また自社の従業員に対して周知徹底すること
- ・今後同様の行為を行わないために必要な対策を講じること

2. 課徴金納付命令の概要（敬称略）

株式会社JERA、コスモ石油株式会社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、シャープ株式会社ならびに京成電鉄株式会社をそれぞれ保険契約者とする各損害保険契約に関し、課徴金納付命令を受けました。なお、公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、課徴金の減額が認められております。

（1）納付すべき課徴金の額

8億8,514万円

（2）納付期限

2025年6月2日

3. 今後の対応

当社は、2024年2月29日に公表いたしました通り、金融庁から保険料等の調整行為に係る業務改善命令^{※1}を受け業務改善計画書^{※2}を提出し、全社を挙げて抜本的な再発防止に取り組んでおります。今般の公正取引委員会からの行政処分についても厳粛かつ真摯に受け止め、真にお客さま本位の損害保険会社となることを目指し、引き続き信頼回復に努めてまいります。

※1：[保険料等の調整行為に係る行政処分について](#)（2023年12月26日ニュースリリース）

※2：[業務改善計画書の提出について](#)（2024年2月29日ニュースリリース）

以 上